

令和2年8月吉日

法人及び個人事業者の皆様へ

新居浜税務署

税務関係書類へのマイナンバー記載等の周知について（依頼）

平素は、税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力をいただきありがとうございます。

マイナンバー制度の導入により税務署に提出する申告書等の税務関係書類については、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載することとなっております。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤であることから、国税庁では、番号の利活用機関として、制度の更なる定着に向けて、引き続き、マイナンバー制度の広報・周知に取り組んでいるところです。

そこで、法人及び個人事業者の皆様におかれましては、引き続き、所得税等の確定申告を行う従業員等の方々に、以下の資料を社内LANへの掲載、メール配信などの方法により、税務関係書類へのマイナンバーの記載等について、周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けて取り組んでいるところです。

e-Taxを利用して申告手続等を行う場合には、本人確認書類の提示や写しの提出が不要となるなどのメリットがありますので、マイナンバーカードの取得を含め、e-Taxの利用につきましても、周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

【掲載用参考資料】

「税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です」

➤ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber_info.pdf

参 考：国税庁ホームページ

➤ <https://www.nta.go.jp>

e-Tax ホームページ

➤ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

※ 御不明な点などがありましたら、最寄りの税務署にお電話にてお尋ねください(税務署では、自動音声により窓口の御案内をしております)。


説明資料の周知・アンケート御協力をお願い

1 マイナンバーカードの取得促進に向けた説明資料の周知

マイナンバーカードのメリット等を紹介する説明動画や説明資料のリンク先を国税庁ホームページに掲載しておりますので、リンク先の説明動画や説明資料を御覧の上、マイナンバーカードの取得を御検討願います。

【国税庁ホームページ】

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」>「国税の番号制度に関する情報」>「その他関係府省庁作成資料（外部サイトへのリンク）」

URL	QRコード
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm	

2 アンケート調査への協力依頼

本アンケートは、マイナンバーカードの取得促進に向けて実施するものであり、御所属の企業や団体等に対して、可能な範囲で任意で御回答をお願いしております。


なお、アンケート結果につきましては、取りまとめて公表する場合がございますが、個別の回答を公表することはありません。

【アンケート内容】

5分程で回答（8個の質問に対し、選択肢で回答）できる簡単な内容です。

【アンケートの回答方法】

スマートフォンやパソコンを使って、下記URL又はQRコードからアンケートサイトにアクセスし、令和2年9月18日（金）までに御回答ください。

URL	QRコード
https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01	

国税庁